

## 令和2年度の内閣府ベビーシッター割引券のご利用について

---

・事業主の承認や割引券の発行に時間を要するため、割引券を使用せずにベビーシッターサービスを利用した場合においても、割引券交付後に札幌シッターサービスに割引券の送付をして頂きますと、2020年4月1日以降のサポート分を遡って割引額を請求することが可能です。

割引券の適応にはご利用条件を満たしている場合に限られます。

札幌シッターサービスの場合、シッター料金とオプションが割引対象となります。

・休校・休園に伴う特例措置（利用枚数の上限引き上げや割引額の非課税対応）の延長に関する内閣府からの発表の内容は以下の通りです。（2020年4月24日現在）

4月7日発表分→[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter\\_atsukai.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atsukai.html)

4月24日発表分→[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/b-shien/200424\\_kigyo1.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/b-shien/200424_kigyo1.pdf)

### <事業主の割引券のお申込みについて>

企業のお申込みは[こちら](#)

個人事業主・フリーランスの方のお申込みは[こちら](#)

### <割引券承認事業主一覧>

[http://www.acsa.jp/htm/babysitter/approvai\\_proprietor\\_list.htm](http://www.acsa.jp/htm/babysitter/approvai_proprietor_list.htm)

※事業者名（ご勤務先のお名前）が上記リンク内に掲載されていれば、内閣府ベビーシッター割引券のご利用が可能です。

（一覧は2020年3月末時点の購入状況になります。令和2年度の購入についてはご勤務先ににご確認ください。）

## 令和2年度の特例措置について

---

### ○対象となる利用

休校・休園または登校・登園の自粛要請の影響を受けてのベビーシッター利用

### ○対象期間

2020年4月1日以降のご利用（終了時期未定）

### ○1日にご利用頂ける枚数

特例措置の対象児童1人につき1日5枚まで

### ○1ヶ月にご利用頂ける枚数

お子様の人数に関係なく120枚

### ○利用対象となる方

厚生年金を納める企業に勤める従業員

厚生年金を納める企業に勤め、厚生年金の被保険者である経営者・従業員

個人事業主・フリーランスなど個人で就業されている方※特例措置適用の場合のみ対象。

注意：割引の適用を受けるためには、事業主が割引券の購入し、その交付を受けることが必要です

（令和2年度の割引券のお申込みはまだ開始されておりません）

# 利用方法

(1) ご勤務先から内閣府ベビーシッター割引券を取得してください。  
 内閣府ベビーシッター割引券のご利用は、「企業主導型内閣府ベビーシッター利用支援事業」に[参画している企業様のみ](#)が対象となります。  
 必ず割引券に企業の捺印があることをご確認ください。

(2) ご依頼時に申告  
 ご依頼時にベビーシッター割引券を使用する旨をお伝えください。

(3) サービス終了後の決済時に提出  
 シッター料金の確定前にご提示ください。

(4) 補助券に記入する  
 <オモテ面> 皆さま必ずご記入ください  
 <ウラ面> 特例措置で利用した場合は必ずご記入ください

<p>&lt;企業→利用者→企業&gt; 発行番号</p> <p><b>ベビーシッター派遣事業割引券 使用報告用半券</b></p> <p>◆交付時企業記入欄 交付日 (元号) 年 月 日 ( ) 利用者氏名(被保険者) <b>勤務先が記入</b></p> <p>◆利用時ベビーシッター記入欄 利用日 (元号) 年 月 日 ( ) 利用時間(24時間法で記入) ベビーシッター名 <b>シッターが記入</b> ベビーシッター事業者名</p> <p>◆利用後企業記入欄 承認印(担当章印) <b>勤務先が記入</b></p> <p>承認番号 有効期間 令和3年3月31日</p>	<p><b>ベビーシッター派遣事業割引券本券※2,200円</b></p> <p>◆交付時企業記入欄 交付日 (元号) 年 月 日 ( ) 承認番号 承認事業者名 <b>勤務先が記入</b> 印 フリガナ 利用者氏名 (被保険者証名)</p> <p>◆交付時利用者記入欄 対象児童氏名 対象児童生年月日 利用日 (元号) 年 月 日 ( ) 利用時間(24時間法で記入)</p> <p>発行番号 有効期間 令和3年3月31日</p>	<p>&lt;企業→利用者→ベビーシッター事業者→実施団体&gt; 発行番号</p> <p><b>オモテ面</b></p> <p>◆利用時ベビーシッター記入欄 ベビーシッター名 利用場所 <b>シッターが記入</b> 都・道・府・県</p> <p>◆利用後ベビーシッター事業者記入欄 認定番号 ベビーシッター事業者名 <b>札幌シッターサービスが記入</b> 利用料金 円</p>
<p><b>注意事項</b></p> <p>本券は、利用者氏名欄に記載されている利用者本人が使用できます。          本券は、配偶者がいない又は配偶者の就労、病気入院、進学、求職活動等により、ベビーシッターを利用しなければ労働者が就労すること(職場への復帰を含む)が困難な場合に限り使用できます。(特例措置の場合も含む。)          本券は、対象児童1人につき1日(回)1枚使用できます。ただし、1ヶ月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できます。特例措置に係る利用については、対象児童1人につき1日(回)5枚、1か月に120枚まで使用できます。          本券は、乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。          本券は、家庭内における保育や世話並びに保育所等への送迎のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。ただし、送迎の場合、家庭と保育所等との送迎であって施設間の送迎や同一家庭以外の子を含む送迎は含みません。なお、送迎の場合でもベビーシッターの保育記録は必要です。          本券は、ベビールーム(ベビーシッター事業者が運営するものを含む。)等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できません。          本券は、掃除、洗濯、放事等の家事サービスには使用できません。          本券を、他の人に譲って使用させることはできません。          本券は、ベビーシッターを利用したときにベビーシッターに手渡すものであり、ベビーシッターを利用した日ではなく後日提出した場合は、割引の対象とならない場合があります。          本券は、企業、労働者、ベビーシッター、ベビーシッター事業者の記入項目に記入漏れや押印漏れがある場合は、割引の対象とならない場合があります。          特例措置での使用の場合は、本券及び半券の裏面の事由欄に特例措置による利用が必要となる事由を記入すること。なお、裏面欄の記載がないものについては、特例措置分としての割引は受けられません。(記載例:○月○日○小学校の臨時休業のため。等)          本券の再発行は行いません。</p> <p>事由: ○月○日 ■■■ 保育園が臨時休園となったため</p>		

上記赤枠で囲われた<オモテ面>①、②、特例措置の場合はさらに<ウラ面>もご利用者様ご自身でご記入ください。

<ウラ面>の記入がない割引券は、特例措置としてご利用頂けませんのでご注意ください。  
 遑ってご請求頂く場合は、恐れ入りますが札幌シッターサービス(011-281-0511)までご連絡ください。

<以下はご利用対象外です>  
 ・支払い料金(交通費、消費税を除いた金額)が2,200円を下回る場合

※内閣府補助券のご利用範囲は「シッター料金、オプション料金」です

- 割引券の利用が月 24 枚を上回る場合（特例措置については 120 枚）
- キャンセル料金
- お子さんの年齢が対象外の場合（乳幼児～小学校 3 年生、もしくは障害などによりお世話や介護が必要な場合は小学校 6 年生まで対象）
- 割引券の承認事業主名欄に社印の押印がない場合

（6）「割引券の半券（使用報告半券）」を切り取り、ご勤務先へ提出する。  
ご提出方法につきましては、ご勤務先のご担当者様にお問い合わせください。

## 本制度の導入に関するお問い合わせ・ご相談

---

電話（011-281-0511）又は メール（[info@sapporositter.com](mailto:info@sapporositter.com)）でご連絡ください。